

令和3年度山形県3R研究開発事業費補助金補助事業実施に係るQ&A

- Q1 3R研究開発事業費補助金の対象となる廃棄物は産業廃棄物のみか。**
A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を言い、産業廃棄物、一般廃棄物いずれも対象となる。
- Q2 産学連携体制とはどういうものを指すのか。**
A 申請者が行う廃棄物の発生抑制、再生利用等を行う研究シーズを持つ試験研究機関、学術機関等と共に当該研究開発を行う体制が組み込まれている状況を指す。なお、それぞれの役割が設定されている必要がある。
- Q3 補助対象事業について、「当該年度において他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。」とあるが、年度を連続して行う事業について、他の補助金等の補助事業としての実施が前年度に終了見込みである場合には、3R研究開発事業費補助金の交付申請はできるか。**
A 年度を連続して行うひとつの事業の場合、同一の年度内に実施した内容を、複数の補助金等の補助対象とすることはできないが、他の公的な補助金等の補助事業としての実施が前年度に終了見込みである場合には、当補助金の交付申請はできる。
なお、その際、当補助金の交付申請は、前年度における他の補助金等の事業完了が確認されてから行う必要がある。
※ ただし、交付申請時に完了見込みである場合は、交付申請を受け付けることがある。
【例】 他の公的補助金の補助事業の完了が3月末日に確認された後は、当補助金の交付申請を翌月4月1日以降に行うことは可能。
- Q4 他の事業者が排出する廃棄物を対象とした事業は対象となるか。**
A その研究開発により当該廃棄物の発生抑制及びリサイクルが推進され、焼却や埋め立て量が削減される見込みがあれば対象となり得る。
- Q5 現在堆肥としてリサイクルされている有機性廃棄物について、食用又は飼料に利用するための研究は対象となるか。**
A 現在の利用に比較し、利用形態の高度化が図られる事業計画は対象となる場合がある。
- Q6 採択内示を受けた事業について、交付決定前に契約した経費及び補助事業実施期間中に支払いが終了しない経費は補助対象となるか。**
A 交付決定前に契約した経費は補助対象としない。また、補助事業実施期間中に支払いが終了しなかった経費については、当該経費が補助事業期間内に発生し、かつ当該経費の額（支払い義務額）が確定していることが請求書等により証明できる場合には、支払い後に証憑書類（領収書、振込依頼書の写し等）を提出することを条件に、補助対象として扱う。

Q 7 申請者が自らの事業所において作成する材料・機械器具・備品等及びそれらの製造に係る人件費等は補助対象となるか。

A 補助の対象は、外部から購入した原材料や機械器具等であり、申請者が自らの事業所において作成するものの製造に係る人件費や、自社調達により自らの事業者を支払う経費は対象とならない。

ただし、研究開発に必要な機械器具を事業者自らが組み立てて利用する場合で、外部からの材料等の購入に係る経費は補助の対象となる。

なお、複数の事業者により補助事業を実施する場合、それら構成団体である事業者からの材料・機械器具・備品等の調達に要する経費も補助の対象とならない。

また、営業・販売活動、知的財産権の取得に係る弁理士等の費用、消費税及び地方消費税、支払いに係る振込手数料等も補助の対象とならない。

Q 8 令和2年度山形県3R研究開発事業費補助金（先導的研究開発事業）の交付決定を受け、連続して複数年度の事業実施を予定している。2年目、3年目の事業も補助事業として交付申請をする場合、それぞれの年度における事業開始も交付決定以降か。（交付決定まで事業を一端休止し、交付決定後の再開とする必要があるか。）

A 令和2年度に先導的研究開発事業の交付決定を受け、年度を連続して2回目又は3回目の交付決定を受けて実施する事業については、当該年度4月1日以降に要する経費は交付決定前であっても補助の対象となるので、事業を途中で休止する必要はない。

Q 9 補助金額に下限はあるか。

A 下限はない。既存機械器具の活用等により、事業費全体を適正な金額に抑えて事業を実施することは、効果的な予算の執行の観点から推奨する。

Q10 補助事業として行う研究開発により特許権、実用新案権、意匠権（産業財産権）を取得する場合の権利の帰属はどこにあるか。

A 補助事業者に帰属する。

なお、事業実施期間中及び事業完了後5年以内に当該権利を出願又は取得した場合は、県への届け出が必要である。

Q11 補助事業終了後、事業に係る制限はあるか。

A 終了後の補助事業については、次の事項を遵守する必要がある。

① 関係帳票類の保存（事業完了後5年間）

② 事業化・商品化状況の報告（事業完了後5年間）

※ 当報告後は、その証拠となる書類を5年間保存する必要がある。

また、事業化・商品化や産業財産権等により収益が生じた場合は、交付を受けた補助金額を限度として、県に返還する必要がある。

③ 補助事業で取得した財産処分の制限

※ 減価償却試算の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数が経過するまでの間制限が及ぶので注意が必要である。

以上